

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年 9月28日
【会社名】	大日本コンサルタント株式会社
【英訳名】	NIPPON ENGINEERING CONSULTANTS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 新井 伸博
【本店の所在の場所】	東京都豊島区駒込三丁目23番1号
【電話番号】	03(5394)7611(代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 業務統括部統括部長 伝谷 恵一
【最寄りの連絡場所】	東京都豊島区駒込三丁目23番1号
【電話番号】	03(5394)7611(代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 業務統括部統括部長 伝谷 恵一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成28年9月23日開催の当社第54回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成28年9月23日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

1. 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金9円
配当総額66,174,345円
2. 剰余金の配当が効力を生じる日
平成28年9月26日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 監査等委員会設置会社に移行することに伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定を新設し、監査役および監査役会に関する規定の削除およびその他関連する規定の内容を一部変更するものであります。また、かかるガバナンス体制の見直しに伴い、執行役員制度を拡充し、役付取締役および役付執行役員の地位の変更を行うものであります。
2. 平成27年5月1日から施行されている「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、責任限定契約を締結することができる取締役の範囲が変更されたことに伴い、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で責任限定契約を締結することによって、その期待される役割を十分に発揮できるよう、規定の内容を変更するものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、高久 晃、新井伸博および土井 朗を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、長谷川 敦、鎌田廣司および林田和久を選任するものであります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、東海秀樹を選任するものであります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、月額10,000千円以内（使用人分給与は含まない。）とするものであります。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

監査等委員である取締役の報酬額を、月額2,500千円以内とするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対、棄権および無効の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権および無効(個)	可決要件	決議の結果および賛成割合(%)
第1号議案 剰余金の処分の件	46,553	107	0	(注)1	可決 96.24
第2号議案 定款一部変更の件	46,428	232	0	(注)2	可決 95.99
第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件					
高久 晃	46,427	233	0	(注)3	可決 95.98
新井 伸博	46,422	238	0		可決 95.97
土井 朗	46,407	253	0		可決 95.94
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件					
長谷川 敦	46,396	264	0	(注)3	可決 95.92
鎌田 廣司	46,377	283	0		可決 95.88
林田 和久	46,402	258	0		可決 95.93
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件					
東海 秀樹	46,382	278	0	(注)3	可決 95.89
第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額決定の件	46,353	307	0	(注)1	可決 95.83
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件	46,353	306	1	(注)1	可決 95.83

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対、棄権および無効の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

以 上